

豊明市 PR キャラクター着ぐるみ製作仕様書

1 委託業務名

豊明市PRキャラクター着ぐるみ製作業務委託

2 業務の趣旨・目的

豊明市PRキャラクターの「のぶながくん」「よしもとくん」は、製作後約11年が経過しており、経年劣化や摩耗により修繕等が発生している。令和7年10月には、誕生してから20周年を迎え、より一層のPRを行うため、「のぶながくん」「よしもとくん」の持つイメージを保ちつつ、市内外から愛着を持たれ豊明市をPRするために、イベント等で自立歩行しつつ、周囲の安全確認ができ、演技者自身の身体的安全面が確保された着ぐるみを製作する。

3 納品期限

令和9年3月19日（金）

4 納品物

本体

- ・「のぶながくん」1体 ※頭・手（肘から指先まで）・足（ひざ下からつま先まで）
- ・「よしもとくん」1体 ※頭・手（肘から指先まで）・足（ひざ下からつま先まで）

付属品等

- ・着ぐるみを収納する箱（持ち運びが容易にできるもの）
- ・取り扱い説明書（演技者が職員等の素人であることを前提に作成）

5 着ぐるみ仕様

- （1）国内で製作されたもの。
- （2）本仕様書内「9 イラスト」のイメージを保ちつつ、ゆるキャラらしさを加え、色も準ずること。
- （3）演技者が職員等の素人であることを前提としたものであること。
- （4）身長150～175cm程度の演技者の着用を前提とすること。
- （5）動きやすさや安全性に配慮し、長時間の着用に耐えられる作りであること。
- （6）のぞき窓は、中から見えやすく、外からは見えないようにし、耳の箇所は、外の音が聞こえるように工夫を施し、頭部全体の通気性を考慮し熱中症対策を施すこと。
- （7）視界を可能な限り広くし自立歩行ができ、演技者と周囲の安全に配慮すること。
- （8）型崩れ、破損、汚れ及び洗浄による色落ち等ができるだけ発生しない素材・型を採用し、軽量化にも努めること。

- (9) 手は物を掴むことができ、足底は屋内、屋外どちらでも対応できること。
- (10) 素材は通気性がよく、クリーニングができるものにすること。
- (11) 頭・手・足は独立させること。また、収納するケースは、宅急便で配送できる仕様で、持ち運びが容易にできるようにすること。
※製作するうえで、細かな部分については、協議を行うこと。
※本仕様書内「10 全体図」を参考に、頭、手、足を製作する。

6 著作権等の取り扱い

- (1) 本業務の実施に当たり、関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 業務に当たり製作した成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）は、着ぐるみの納品を持って、受託者から本市に移転するものとする。
- (4) 受託者は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を再委託又は請け負わせることができる。
- (5) 本仕様書の定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と速やかに協議を行い、決定するものとする。画像については、本件業務の応募以外使用しないこと。

7 その他

- (1) 製作を開始する前に、詳細を協議すること。
- (2) 製作途中で不明な点などがあつた場合は、その都度協議すること。
- (3) 本仕様書に明記のない事項については、両者協議により業務を進めるものとする。

8 製品保証

正常な使用状態での破損、故障については、納品日から半年間は無償で修理を行うこと。

9 イラスト
のぶながくん



よしもとくん



10 全体図（赤色に塗られた頭、手、足が設計、製作する部分）
のぶながくん



※本体（胴体部分）のイメージです。

よしもとくん



※本体（胴体部分）のイメージです。